

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が一部改正されました。  
～新たに「土地調査等」を行う者を規制の対象に【10月1日施行】～

- 大阪府では、差別につながる土地調査の事実を受け、条例の一部を改正しました。
  - 個人調査を行う「興信所・探偵事業者」に加え、新たに「土地調査等」を行う者を規制の対象にしました。（平成23年10月1日施行）
- ※なお、土地調査行為そのものを制限するものではありません。

### 〔一部改正の主なポイント〕

#### ◆「土地調査等」について

##### 定義

●「府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。」としています。

※この「土地調査等」は、

- ◆”本来の目的である営業行為に関連・付随して行われる土地調査”を指し、
- ◆”調査（報告）の対象となる土地及びその周辺地域に関する調査”のことで、
- ◆本来の営業活動に関連して行われる土地調査が対象になります。

※事業者の行う「土地調査等」そのものを規制するものではありません。  
※次の遵守事項に違反した場合に限って規制するものです。

#### ◆遵守事項について

##### 遵守事項は 次の二点

- ① 調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- ② 同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

#### ◆勧告・事実の公表について

●「土地調査等」を行う者が遵守事項に違反した場合は、知事が、勧告や事実の公表ができることとしています。

～この条例の趣旨を十分ご理解いただき、差別のない  
全ての人の人権が尊重される社会を築いていきましょう。～



# しない!させない!土地差別

**平**成19年に、大阪市内の調査会社が、マンションの建設予定地の立地条件を調査する際に、周辺の同和地区の所在地などを詳細に調べ、広告代理店やマンションの開発業者に報告していたという事件が発覚しました。

この事実を受け、大阪府で調査を進めたところ業界の多くで日常茶飯事のように土地差別調査が行われていることがわかりました。一見、この事件は、広告代理店、マンション開発会社、調査会社の3者で成り立っているように見えますが、背景には、マンション等の住宅購入者（買手）が大きく関わっており、偏見や思い込みなどから、ある土地（地域）について「避けたい。関わりたくない。」といった意識が根強く残っていることがうかがわれます。

**土**地差別調査等の解消のため、大阪府では、「大阪府部落差別調査等規制条例」の一部を改正しました。部落差別事象を引き起こすおそれのある個人調査への規制に加え、新たに土地調査への規制を追加しています。平成23年10月に施行しました。《裏面参照》

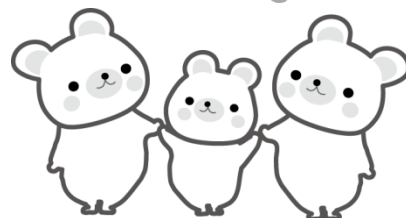
同和地区とみなされる土地やその近隣地と関わりを持たば、同和地区出身者とみなされる可能性があり、それを避けようとする忌避意識や偏見が差別を引き起こします。それが、

「土地差別」です。

土地の価格が不当に低い。同和地区である町名が避けられる。同和地区にある住宅を購入することが避けられる。といったことが、校区差別、結婚差別や就職差別につながります。

**ど**こで暮らしているかによって、その人の能力や人柄が決まるなどということは決してありません。住んでいる土地によって差別されることが、どれほど辛く、腹立たしいことであるか、私たち一人ひとりが真剣に考えなければなりません。すべての人がお互いの人権を尊重し、差別のない明るい社会を築いていきましょう。

土地差別の解消に向けた啓発ビデオ・DVD「差別意識の解消に向けて」やDVD「調べられた土地 避けられた地域 ～土地差別調査の根絶に向けて～」を貸し出していますので、ぜひご利用ください。



泉大津市総合政策部人権市民協働課

TEL 0725-33-9205

FAX 0725-33-1178

e-mail:jinken@city.izumiotsu.osaka.jp